

“サイト構築サービス LMS(eラーニング)”サービス契約約款

第1条 (契約の目的及び契約の種類)

“サイト構築サービス LMS(eラーニング)”サービス契約約款(以下「本約款」という)は、株式会社GeeSolutions(以下「当社」という)が提供する“サイト構築サービス LMS(eラーニング)”のサービス(以下「本サービス」という。)の利用に関する契約(以下「本契約」という)を定めることを目的とする。

2 本契約は準委任契約とする。

第2条 (定義)

本契約で用いる用語の意義は、次のとおりとする。

①LMS

Moodle等のLMS(Learning Management System)

②サイト構築サービス LMS(eラーニング)

株式会社GeeSolutionsが提供するLMSを使ったeラーニングサイト構築のサービス

③個別システム

本契約をもとに顧客別に構築されたWebサイト

④第三者ソフトウェア

第三者が権利を有するソフトウェア(サーバ用OS、クライアント用OS、ケースツール、開発ツール、通信ツール、コンパイラ、RDB などを含む)であって、個別システムを構成する一部として利用するため、第三者からライセンスを受けたソフトウェア(但し、FOSS を除く)

⑤FOSS

フリーソフトウェア及びオープンソースソフトウェア

第3条 (本契約の成立)

本サービスの申込は当社指定の方法に従ってこれを行うものとする。

2 当社が前項に定める申し込みを承諾した時に本契約は成立するものとする。

3 サービスの利用に際して必要となる取引条件及び本約款と異なる事項(以下「個別契約」という)を、第一項で定める申込によって定める事ができる。なお、個別契約の条項が本契約に優先するものとする。

第4条（サービスの仕様及び料金）

本サービスの仕様及び料金は別途定めるものとする。

第5条（料金の支払方法）

契約者は、当社所定の方法で当社の指定する支払い期日までに本サービスの利用料金（以下「利用料金」という）を支払うものとする。なお、支払いにかかる手数料は契約者の負担とする。

第6条（再委託）

当社は、当社の責任において、各個別業務の一部を第三者に再委託することができる。

2 当社は当該再委託先との間で、再委託に係る業務を遂行させることについて、本契約に基づいて当社が本契約の契約者（以下「契約書」という）に対して負担するのと同様の義務を、再委託先に負わせるものとする。

3 当社は、再委託先の履行について契約者の責に帰すべき事由がある場合を除き、自ら業務を遂行した場合と同様の責任を負うものとする。

第7条（業務の終了・確認）

当社は、個別契約に定める作業期間の満了若しくは工数（作業量）分の業務終了の報告を契約者に提出する。

2. 契約者は、当該業務終了の報告の点検を行うものとする。

3. 契約者は、当該業務終了の報告の内容に疑義がない場合、その旨を当社に通知するものとする。

第8条（資料等の提供及び返還）

契約者は当社に対し、本契約及び各個別契約に定める条件に従い、当該個別業務遂行に必要な資料等の開示、貸与等の提供を行う。

2 前項に定めるもののほか、当社から契約者に対し、本件業務遂行に必要な資料等の提供の要請があった場合、各個別契約に定める条件に従い、契約者はこれらの提供を行う。

3 本件業務遂行上、契約者の事務所等で当社が作業を実施する必要がある場合、契約者は当該作業実施場所（当該作業実施場所における必要な機器、設備等作業環境を含む。）を、契約者当社協議の上、各個別契約に定める条件に従い、当社に提供するものとする。

4 契約者が前各項により当社に提供する資料等又は作業実施場所に関して、内容等の誤り又は契約者の提供遅延によって生じた当社の本件業務の履行遅滞、納入物の瑕疵等の結果につ

いては、当社はその責を免れるものとする。

5 契約者から提供を受けた資料等(次条第2項による複製物及び改変物を含む。)が本件業務遂行上不要となったときは、当社は遅滞なくこれらを契約者に返還又は契約者の指示に従った措置を講ずるものとする。

第9条 (資料等の管理)

当社は契約者から提供された本件業務に関する資料等を善良な管理者の注意をもって管理、保管し、かつ、本件業務以外の用途に使用してはならない。

2 当社は契約者から提供された本件業務に関する資料等を本件業務遂行上必要な範囲内で複製又は改変できる。

第10条 (秘密情報の取扱い)

契約者及び当社は、本件業務遂行のため相手方より提供を受けた技術上又は営業上その他業務上の情報のうち、相手方が書面により秘密である旨指定して開示した情報、又は口頭により秘密である旨を示して開示した情報で開示後15日以内に書面により内容を特定した情報を秘密情報と定めるものとする。但し、次の各号のいずれか一つに該当する情報については秘密情報には該当しない。

- ①秘密保持義務を負うことなくすでに保有している情報
- ②秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
- ③相手方から提供を受けた情報によらず、独自で開発した情報
- ④本契約及び個別契約に違反することなく、かつ、受領の前後を問わず公知となった情報

2 契約者及び当社は、秘密情報を第三者に漏洩してはならない。但し、事前に相手方からの書面による承諾を受けることにより、第三者へ開示することができる。なお、法令の定めに基づき又は権限ある官公署から開示の要求があった場合は、当該法令の定めに基づく開示先に対し開示することができる。

3 秘密情報の提供を受けた当事者は、当該秘密情報の管理に必要な措置を講ずるものとする。

4 契約者及び当社は、秘密情報について、本契約及び個別契約の目的の範囲でのみ使用し、本契約及び個別契約の目的の範囲を超える複製、改変が必要なときは、事前に相手方から書面による承諾を受けるものとする。

5 契約者及び当社は、秘密情報を本契約及び個別契約の目的のために知る必要のある各自の役員及び従業員に限り開示するものとし、本契約及び個別契約に基づき契約者及び当社が負担する秘密保持義務と同等の義務を、秘密情報の開示を受けた当該役員及び従業員に退職後も含め課すものとする。また、当社は、第6条(再委託)に基づく再委託先に対して本契約及び個別契約に基づき当社が負担する秘密保持義務と同等の義務を課すことで、当該再委託先に秘密情

報を開示できるものとする。

6 秘密情報の提供及び返還等については、第8条(資料等の提供及び返還)を準用する。

7 秘密情報のうち、個人情報に該当する情報については、次条の規定が本条の規定に優先して適用されるものとする。

8 本条の規定は、本契約終了後、3年間存続する。

第11条 (個人情報)

当社は、個人情報の保護に関する法律(以下本条において「法」という。)に定める個人情報のうち、本件業務遂行に際して契約者より取扱いを委託された個人データ(法第2条第4項に規定する個人データをいう。以下同じ。)及び本件業務遂行のため、契約者当社間で個人データと同等の安全管理措置(法第20条に規定する安全管理措置をいう。)を講ずることについて、個別契約その他の契約により合意した個人情報(以下あわせて「個人情報」という。)を第三者に漏洩してはならない。なお、契約者は、個人情報を当社に提示する際にはその旨明示するものとする。また、契約者は、契約者の有する個人情報を当社に提供する場合には、業務遂行上必要な最小限度にとどめ、個人が特定できないよう加工した上で、当社に提供するよう努めるものとする。

2 当社は、個人情報の管理に必要な措置を講ずるものとする。

3 当社は、個人情報について、本契約及び個別契約の目的の範囲でのみ使用し、本契約及び個別契約の目的の範囲を超える複製、改変が必要なときは、事前に契約者から書面による承諾を受けるものとする。

4 個人情報の提供及び返還等については、第8条(資料等の提供及び返還)を準用する。

5 当社は、第6条(再委託)に基づく再委託先に対して契約者より委託を受けた個人情報の取扱いを再委託する場合には、再委託する旨、再委託先の名称及び住所等を書面により事前に契約者に通知するものとし、また、当社の責任において、再委託先に対して本契約及び個別契約に基づき当社が負担する義務と同等の義務を課すとともに、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

第12条 (納入物の特許権等)

本件業務遂行の過程で生じた発明その他の知的財産又はノウハウ等(以下あわせて「発明等」という。)に係る特許権その他の知的財産権(特許その他の知的財産権を受ける権利を含む。但し、著作権は除く。)、ノウハウ等に関する権利(以下、特許権その他の知的財産権、ノウハウ等に関する権利を総称して「特許権等」という。)は、当該発明等を行った者が属する当事者に帰属するものとする。

2 契約者及び当社が共同で行った発明等から生じた特許権等については、契約者当社共有(持分は貢献度に応じて定める。)とする。この場合、契約者及び当社は、共有に係る特許権等につ

き、それぞれ相手方の同意及び相手方への対価の支払いなしに自ら実施し、又は第三者に対し通常実施権を実施許諾することができるものとする。

3 当社は、第1項に基づき特許権等を有することとなる場合、契約者に対し、契約者が本契約及び個別契約に基づき個別システムを使用するのに必要な範囲について、当該特許権等の通常実施権を許諾するものとする。なお、個別システムに、個別契約において一定の第三者に使用せしめる旨を個別契約の目的として特掲した上で開発されたソフトウェア(以下「特定ソフトウェア」という。)が含まれている場合は、当該個別契約に従った第三者による当該ソフトウェアの使用についても同様とする。係る許諾の対価は、委託料に含まれるものとする。

4 契約者及び当社は、第2項、第3項に基づき相手方と共有し、又は相手方に通常実施権を許諾する特許権等について、必要となる職務発明の承継手続(職務発明規定の整備等の職務発明制度の適切な運用、譲渡手続など)を履践するものとする。

第13条 (納入物の著作権)

納入物に関する著作権(著作権法第27条及び第28条の権利を含む。)は、契約者又は第三者が従前から保有していた著作物の著作権を除き、当社に帰属するものとする。

2 契約者は、納入物のうちプログラムの複製物を、著作権法第47条の3に従って自己利用に必要な範囲で、複製、翻案することができるものとする。また、個別システムに特定ソフトウェアが含まれている場合は、本契約及び個別契約に従い第三者に対し利用を許諾することができる。当社は、係る利用について著作者人格権を行使しないものとする。

第14条 (当社による納入物の再利用)

当社は、第10条(秘密情報の取扱い)に反しない範囲において、当社が著作権を有する個別システムその他の納入物を利用することができる。

2 前項による利用には、有償無償を問わず当社が個別システムの利用を第三者に許諾し、又はパッケージ化して複製物を販売する場合を含むものとする。

第15条 (知的財産権侵害の責任)

契約者が納入物に関し第三者から著作権、日本国における特許権その他の産業財産権(以下本条において「知的財産権」という。)の侵害の申立を受けた場合、次の各号所定のすべての要件が充たされる場合に限り、当社は係る申立によって契約者が支払うべきとされた損害賠償額及び契約者に生じた損害を第23条(損害賠償)の規定により負担するものとする。但し、第三者からの申立が当社の責に帰すべき事由によらない場合にはこの限りではなく、当社は一切責任を負わないものとする。

① 契約者が第三者から申立を受けた日から30日以内に、当社に対し申立の事実及び内容

を通知すること

② 契約者が第三者との交渉又は訴訟の遂行に関し、当社に対して実質的な参加の機会及びすべてについての決定権限を与え、並びに必要な援助をすること

③ 契約者の敗訴判決が確定すること又は当社が訴訟遂行以外の決定を行ったときは和解などにより確定的に解決すること

2 当社の責に帰すべき事由による知的財産権の侵害を理由として納入物の将来に向けての使用が不可能となるおそれがある場合、当社は、当社の判断及び費用負担により、(i)権利侵害のない他の納入物との交換、(ii)権利侵害している部分の変更、(iii)継続使用のための権利取得のいずれかの措置を講じることができるものとする。

3 納入物における第三者の知的財産権に関する当社の法律上の責任は、第23条(損害賠償)及び本条に定めた範囲のものに限られるものとする。

第16条 (第三者ソフトウェアの利用)

個別システムを構成する一部として第三者ソフトウェアが必要となる場合、契約者は、契約者の費用と責任において、契約者と当該第三者との間で当該第三者ソフトウェアのライセンス契約及び保守契約の締結等、必要な措置を講じるものとする。

2 当社は、前項所定の第三者ソフトウェアの瑕疵、権利侵害等については、権利侵害又は瑕疵の存在を知りながら、若しくは重大な過失により知らずに告げなかった場合を除き、一切の責任を負わない。

第17条 (FOSS の利用)

個別システムを構成する一部としてFOSSが必要となる場合、契約者は、契約者の費用と責任において、契約者と第三者との間でFOSSの保守、障害対応支援契約の締結等、必要な措置を講じるものとする。

2 当社は、前項所定のFOSSの瑕疵、権利侵害等については、権利侵害又は瑕疵の存在を知りながら、若しくは重大な過失により知らずに告げなかった場合を除き、一切の責任を負わない。

第18条 (セキュリティ)

当社が納入する個別システムのセキュリティ対策について、契約者及び当社は、その具体的な機能、遵守方法、管理体制及び費用負担等を協議の上、別途契約者当社双方の責任者が記名押印した書面により定めるものとする。

第19条 (権利義務譲渡の禁止)

契約者及び当社は、互いに相手方より事前に記名押印した書面による同意を得ることなく、本

契約上の地位を第三者に承継させ、又は本契約から生じる権利義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、引き受けさせ若しくは担保に供してはならない。

第20条（解除）

契約者又は当社は、相手方に次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、何らの催告なしに直ちに本契約及び個別契約の全部又は一部を解除することができる。

- ①重大な過失又は背信行為があった場合
- ②支払いの停止があった場合、又は仮差押、差押、競売、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始の申立があった場合
- ③手形交換所の取引停止処分を受けた場合
- ④公租公課の滞納処分を受けた場合
- ⑤その他前各号に準ずるような本契約又は個別契約を継続し難い重大な事由が発生した場合

2 契約者又は当社は、相手方が本契約又は個別契約のいずれかの条項に違反し、相当期間を定めてなした催告後も、相手方の債務不履行が是正されない場合は、本契約及び個別契約の全部又は一部を解除することができる。

3 契約者又は当社は、第1項各号のいずれかに該当する場合又は前項に定める解除がなされた場合、相手方に対し負担する一切の金銭債務につき相手方から通知催告がなくとも当然に期限の利益を喪失し、直ちに弁済しなければならない。

第21条（損害賠償）

契約者及び当社は、本契約及び個別契約の履行に関し、相手方の責に帰すべき事由により損害を被った場合、相手方に対して、現実に被った通常かつ直接の損害に限り、第3項で定める範囲内で損害賠償を請求することができる。但し、納入物の瑕疵による損害については、契約者は、当該瑕疵が当社の責に帰すべき事由により修正されず、かつ、瑕疵の修正に代わる合理的な代替措置の提供がなされなかったことにより損害を被った場合に限り、当社に対してこれを請求することができる。

2 前項に基づく請求は、当該損害賠償の請求原因となる当該個別契約に定める納入物の業務の終了確認日から6ヶ月間が経過した後は行うことができない。

3 第1項の損害賠償の累計総額は、債務不履行、法律上の瑕疵担保責任、不当利得、不法行為その他請求原因の如何にかかわらず、契約者又は当社の責に帰すべき事由の原因となった個別契約に定める委託料相当額を限度とする。

第22条（輸出関連法令の遵守）

契約者は、当社から納入された納入物を輸出する場合には、外国為替及び外国貿易法その他輸出関連法令を遵守し、所定の手続をとるものとする。なお、米国輸出関連法等外国の輸出関連法令の適用を受け、所定の手続が必要な場合も同様とする。

第23条（和解による紛争解決）

本契約に関し、契約者当社間に紛争が生じた場合、契約者及び当社は、第56条所定の紛争解決手続をとる前に、紛争解決のため第12条に定める連絡協議会を開催し協議を十分に行うとともに、次項以下の措置をとらなければならない。

第24条（合意管轄）

本契約及び個別契約に関し、訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第25条（協議）

本契約及び個別契約に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、信義誠実の原則に従い契約者当社協議し、円満に解決を図るものとする。

附則

本約款は平成 23 年 2 月 1 日から施行される。